

議案第 53 号

長久手市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

長久手市長 佐藤有美

1 施設名

長久手市児童発達支援センター

2 指定管理者となる団体

長久手市前熊下田 171 番地

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、長久手市児童発達支援センターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案の概要

1 指定の理由

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会については、長久手市指定管理者選定委員会における審査の結果を踏まえ、長久手市児童発達支援センターの指定管理者として条例で定める基準を満たし、適当と認められます。

2 指定の内容

(1) 施設名

長久手市児童発達支援センター

(2) 指定管理者となる団体

長久手市前熊下田171番地

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会

(3) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 今後の影響

特にありません。